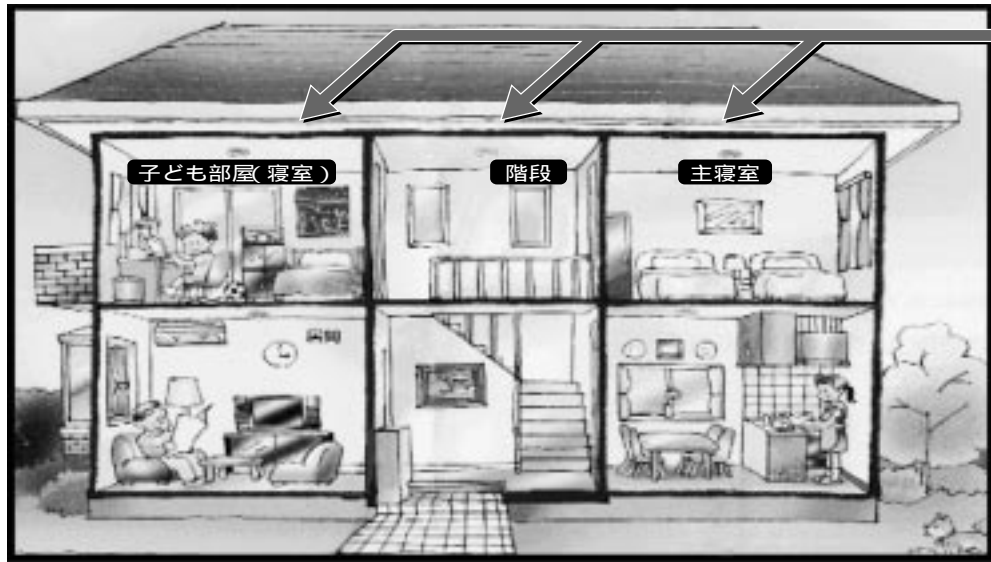


住宅用火災警報器の設置が義務化になります

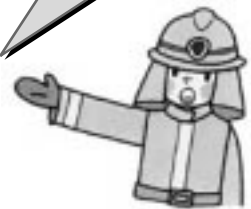


近年、住宅火災の死者は建物火災全体の約9割にものぼり、このうち約7割が逃げ遅れによるものとなっています。このため全国で住宅用火災警報器の設置が義務化され、留萌市・小平町でも新築の住宅は平成18年6月1日から、既存の住宅についても平成23年6月1日から設置が義務化されることになりました。

火災の早期発見は生命、身体、財産を守る上で非常に大切です。「自分の家は大丈夫」ではなく、「もし火災が起きたら」の事を考えて、住宅用火災警報器の設置をお願いします。



設置場所は...
寝室及び階段室となっています。



携帯電話からの119番通報が変わりました

留萌消防組合管轄(留萌市・小平町)の携帯電話による119番通報が変わります。

今までは、ドコモ・au・ボーダフォン各社からの119番通報は、稚内消防本部が代表で受信し、管轄消防本部に転送していましたが、平成18年2月21日から留萌消防組合エリア内からの通報は留萌消防本部(署)通信指令室に直接つながるようになりました。

携帯電話119番通報についてお願い

- 119番がつながったら、火事が救急か?また市町と正確な住所を伝えてください。それにより、管轄消防に転送します。
- 移動中に事故などを確認した場合は、安全な場所に車両を停車させ通報して下さい。(運転中の携帯電話の使用は道路交通法で禁止されています。)
- 携帯電話からの通報は、電波状況により途中で切れたり、通話状態が悪い場合があります。近くに加入電話があれば、なるべくその電話を活用しましょう。
- 住所がはっきりしない場合は、目標物・看板など場所が特定できるものを伝えましょう(自動販売機が近くにあれば住所が表示されています)。この場合は、管轄消防本部に転送されることもありますので指示に従って下さい。

市町村の境界線付近からの通報では、電波状況により必ず管轄消防本部につながるとは限りません。119番がつながったら市町と住所を伝えましょう。

紙面に対するお問い合わせは

留萌消防組合消防署 予防課
電話 0164-42-2211
直通 0164-42-2296
留萌消防組合小平支署 予防係
電話 0164-56-2221
留萌消防組合鬼鹿支署
電話 0164-57-1253



地域では、お年寄り家庭へ「防火アドバイスを」

春の火災予防運動(4月20日~4月30日)

《全国统一標語》

『あなたです 火のあるくらしの 見はり役』

《留萌消防組合テーマ》

『火災から 生命を 守ろう』

午後8時サイレン吹鳴



春の火災予防運動が
実施されます

4月20日から4月30日までの間、
「あなたです 火のあるくらしの
見はり役」
を統一標語に春の火災予防運動が実施
されます。
陽気に誘われ出かける機会が多くな
るこの季節、火に対する警戒心がおろそ
かにならないよう事業所内、家庭内で話
し合ひましょう。
また、自然災害(地震など)に対する
日頃の準備なども事業所内、家庭内で
話し合ってみてはいかがでしょうか?
留萌消防組合では火災予防運動期間
中、火災防ぎよ訓練、住宅防火展など、
さまざまな行事を通じて火災予防をつ
つたえてまいりますのでご理解、ご協力
のほどよろしくお願ひいたします。
また、期間にかかわらず防火教室消
火訓練、防火映画などを受け付けてお
りますので事業所、町内会、サークル単
位でのお申し込みお待ちしております。

「あなたです 火のあるくらしの
見はり役」

7つのポイントとは...
3つの習慣
寝たばこは、絶対やめる。
ストーブは、燃えやすいもの
から離れた位置で使用する。
ガスこんろなどのそばを離れ
るときは、必ず火を消す。
4つの対策
逃げ遅れを防ぐために、住宅
火災警報器を設置する。
寝具や衣類からの火災を防ぐ
ために、防災製品を使用する。
火災を小さいうちに消すため
に、住宅用消火器を設置する。
お年寄りや身体の不自由な人
を守るために、隣近所の協力
体制をつくる。



平成18年危険物取扱者
試験事前講習会開催の
お知らせ

平成18年5月28日(日)に実施さ
れる第1回危険物取扱者試験の
受験者を対象に事前講習会を次
のとおりに開催します。
希望される方はお申し込み下
さい。

講習会日程

平成18年4月25日(火)から4月28
日(金)までの4日間で実施します。

講習申込先

留萌危険物安全協会
(留萌消防署予防課保安係)まで。

問い合わせ先

留萌消防署予防課保安係に
お問い合わせ下さい。
☎42-2295



外出前・おやすみ前の防火点検を習慣づけましょう。